

## 平成 29 年 天草市農業委員会第 2 回総会議事録

平成 29 年 2 月 24 日天草市役所別館 C 会議室に招集された。

### 1、総会に出席した委員は、次のとおりである（9 名）

1 番	鶴田雄士君	2 番	君
3 番	山本隆久君	4 番	君
5 番	宮崎義一君	6 番	君
7 番	松下二六一君	8 番	君
9 番	本田実君	10 番	小堀田幸一君
11 番	嶋田浩二君	12 番	富崎ますみ君
13 番	中川徹君		

### 2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（4 名）

2 番	稲田秀敏君	4 番	中村三千人君
6 番	黒川紀世子君	8 番	井島安一君

### 3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	山本幸伸	局長補佐	藤本寿
参事	小松通利	主任	寺澤大介
主査	大林喜光		

### 4、議事日程

開 会

日程第 1	議事録署名人の指名について
日程第 2	議第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 7 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 9 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 10 号 非農地通知書交付申請について
日程第 7	議第 11 号 納税猶予に関する証明について
日程第 8	議第 12 号 平成 29 年度天草市農業労働賃金標準額の設定について
日程第 9	報告事項について

閉 会

開 議 午後 2 時 00 分

○事務局（山本幸伸君） 皆さん、こんにちは。ただいまから平成 29 年天草市農業委員会第 2 回総会を開催いたします。携帯電話につきましては電源を切るか、マナーモードに切り替えをお願いします。

それでは鶴田会長からご挨拶をお願い致します。

○議長（鶴田雄士君） 皆さん、こんにちは。お忙しい中に出席いただきありがとうございます。今日は、熊本県農業委員会活動強化推進大会が熊本県立劇場で開催されており、天草市農業委員会が農業者年金加入推進部門で表彰されます。私たちの代表で黒川委員に出席をしていただいておりますので、来月の総会時にでもご報告をしたいと思います。お忙しい中、推進していただきありがとうございました。今後も頑張っていきたいと思えます。それでは、本日もよろしくをお願いします。

○事務局（山本幸伸君） ありがとうございます。本日は、会長からお話がありましたとおり 6 番の黒川委員が熊本県農業委員会活動強化推進大会に出張されています。2 番、稲田委員、4 番、中村委員、8 番、井島委員から欠席の届出が出ております。過半数の委員が出席でございますので、本日の総会は成立しております。それでは以降の議事の進行につきまして、会長をお願い致します。

---

○議長（鶴田雄士君） それでは、これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） それでは、5 番、宮崎委員、10 番、小堀田委員を指名致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 2、議第 6 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。楠浦町の譲受人は栖本町の譲渡人外 3 名より、楠浦町の田 1,855 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から北西へ約 500m、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページ目をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には飼料作物を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 1 番の件につきまして、質疑はありません。

んか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 2番について説明します。楠浦町の譲受人は楠浦町の譲渡人より、楠浦町の田 216 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した楠浦小学校から西へ約 300m、青色で着色した県道宮地岳本渡線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(寺澤大介君) 3番について説明します。新和町の譲受人は佐伊津町の譲渡人より、佐伊津町の畑 1,034 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した中央消防署から西へ約 1km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地にはサトウキビを栽培される計画です。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 4番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の畑151㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所五和支所から北西へ約500m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありますか。

○10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。航空写真を見ると、申請地の中に木のようなものが一部入っている。さっきの案件も同じ。木が生えているなら、そこはどうにかしないといけないのでは。

○事務局（寺澤大介君） 現地に行った際、土手や水路などを見て、図面と現地の形を判断しています。今回の申請地を現地で確認した時は、形どおり管理されているように見受けられました。

○10番（小堀田幸一君） それならいいけど、航空写真を使う時は、そういった所まで考えて使ってもらいたい。

○事務局（小松通利君） 4番の木のように見えるものについてですが、枇杷が植わっていました。

○3番（山本隆久君） 3番山本です。現地を確認してきました。申請地の隣の畑は申請者が耕作しており、申請地も現在、申請者が一体的に管理しています。現地には、枇杷やみかん等の果樹が植えてあり、管理もきちんとなされています。以上です。

○10番（小堀田幸一君） 分かりました。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、5番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 5番について説明します。有明町の譲受人は有明町の譲渡人より、有明町の畑455㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した有明支所下津浦出張所から南へ約 2km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜と柿を栽培される計画です。以上です。

○9 番（本田実君） 9 番本田です。補足です。写真では分かりづらいですが、手前の部分には柿が植えてあります。柿の苗木を植えてから期間があまり経っていないので小さいですが。奥の部分には野菜が植えてあります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 5 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、6 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 6 番について説明します。倉岳町の譲受人は合志市の譲渡人より、倉岳町の田 276 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所倉岳支所から北東へ約 2.1km、青色で着色した国道 266 号線の北側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の 2 ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 6 番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、7 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 7 番について説明します。倉岳町の譲受人は熊本市の譲渡人より、倉岳町の田 1,610 m<sup>2</sup>を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。

申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所倉岳支所から西へ約 600m、青色で着色した国道 266 号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 7 番の件につきまして、質疑はありますか。

○11 番（嶋田浩二君） 右側の写真の手前部分は何ですか。

○10 番（小堀田幸一君） 畑にできるような所ですか。

○事務局（大林喜光君） はい。現地を確認した時は、若干草が生えていましたが、すぐ栽培できる状態にすることは可能だと見受けられました。

○10 番（小堀田幸一君） それならいいけど、写真撮る前に草等は切ってもらおうようにしてはどうかと思います。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、8 番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 8 番について説明します。新和町の譲受人は、新和町の譲渡人より、新和町の畑 143 ㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所中田出張所から北東へ約 200m、青色で着色した県道本渡牛深線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました 8 番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、9番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（君） 9番について説明します。二浦町の譲受人は、長崎市の譲渡人より、二浦町の畑 78 m<sup>2</sup>と田 2,399 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所牛深支所二浦出張所から西へ100mと南西へ約400m、青色で着色した県道牛深天草線の周辺にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜と水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました9番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、10番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 10番について説明します。久玉町の譲受人は、久玉町の譲渡人より、久玉町の畑 14,081 m<sup>2</sup>を贈与により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した牛深自動車学校から東へ約2.2kmと山の浦体育館から南東へ約200m、青色で着色した国道266号線の東側と県道本渡牛深線の北側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には柑橘類及び野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました10番の件につきまして、質疑はありますか。

○10番（小堀田幸一君） 写真が見つらいものがある。そこは、海か岩のように見えるけど、畑ですか。

○事務局（小松通利君） 畑です。

○10番（小堀田幸一君） 海側は、ブロックとかしてありますか。

○7番（松下二六一君） 石垣です。現地を確認しましたが、整地された畑でした。

○10番（小堀田幸一君） 畑に行く道はありますか。

○7番（松下二六一君） はい。あります。

○議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

次に、11番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 11番について説明します。天草町の譲受人は、中央新町の譲渡人より、天草町の畑124㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所天草支所から南東へ約600m、青色で着色した国道389号線の東側にある農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の3ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました11番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第3、議第7号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（寺澤大介君） お手元の資料②の3ページをお開きください。1番について説明します。転用者は丸尾町の個人で、本渡町の畑615㎡を山林へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した芥明高校から北へ約200m、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は都市計画区域の用途地域に位置するため、第3種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、ヒノキ150本を植林し、山林として管理する計画です。資料③の4ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。隣接者からの同意書も提出してあります。以上です。



○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 2番について説明します。転用者は菊池郡菊陽町の個人で、下浦町の畑124㎡を宅地拡張する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立本渡東中学校から南東へ約2.1km、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅を1棟、物置を1棟、残地を庭として利用する計画です。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。既に建設してあるため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。転用者は新和町の個人で新和町の田1,055㎡に植林する計画です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所から北西へ約1km、青色で着色した県道大多尾新合線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真です。次が配置排水図になります。次が動画になります。土地利用計画の内容は、これまで稲作を行っていましたがイノシシの被害等から飼料作物に切り替えました。しかし、周囲を休耕田と山林に囲まれ始めたため、今後のことを考慮し、クヌギ200本を植林し山林として管理する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

- 議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。
- 10番（小堀田幸一君） 10番小堀田です。動画の中で、既にクヌギのようなものが植えてあるように見えたのですが、申請地とは別のところですか。
- 事務局（小松通利君） 別のところですよ。
- 10番（小堀田幸一君） 申請地とは別とのことですが、もしそこも農地であれば許可が必要になるので、所有者に話をするように。
- 事務局（小松通利君） 調べて、対応します。
- 議長（鶴田雄士君） 他に質疑はありますか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

- 
- 議長（鶴田雄士君） 日程第4、議第8号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは1番について事務局より説明をお願い致します。
- 事務局（大林喜光君） 資料②の4ページをお開きください。1番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、栖本町の畑205㎡を取得して、太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した栖本地区コミュニティセンターから西へ約800m、青色で着色した県道松島馬場線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。次が配置・排水図になります。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、太陽光発電用パネルを180枚設置し、太陽光発電施設を建設する計画です。資料③の5ページをお開きください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。
- 議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました1番の件につきまして、質疑はありますか。  
（質疑なしの声あり）
- 議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。  
（異議なしの声あり）
- 議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。  
次に、2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 2番について説明します。転用者は熊本市の法人で、新和町の田214㎡を宅地拡張及び通路へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市立小宮地保育所から北へ約1.3km、青色で着色した県道本渡牛深線の東側にある農地です。申請地は土地改良法による換地処分された第1種農地です。第1種農地は原則転用することができませんが、既存施設の拡張により例外規定が適用され許可することが可能です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、譲受人は申請地に隣接する宅地の所有者です。その宅地に建てられている家屋は近くの農地で作業する従業員の休憩室として利用しています。また、倉庫は農業用倉庫として利用しています。申請地を作業場及び県道へ抜ける通路として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地は、既に転用されているため始末書が添付されています。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました2番の件につきまして、質疑はありますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありますか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 3番について説明します。この案件は議題6号の3条の8番と関連する案件になります。転用者は新和町の個人で、新和町の畑125㎡を農業用倉庫へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した天草市役所新和支所中田出張所から北東へ約200m、青色で着色した県道本渡牛深線の北側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、農業を営む上で農業用倉庫が必要なため、農業用施設用地として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には、既に農業用倉庫が建設されていますが、建設当時は4条許可不要転用の要件を満たしているため、始末書は添付していません。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま説明がありました3番の件につきまして、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

次に、4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 4番について説明します。転用者は神戸市の法人で、深海町の田1,813㎡と畑368㎡を太陽光発電施設へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色したやすらぎの湯から東へ約500m、青色で着色した国道266号線の東側にある農地です。申請地は概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図になります。次が動画です。土地利用計画の内容は、太陽光パネル320枚、パワーコンディショナ5基を設置し、84.80kwの太陽光発電施設として利用する計画です。資料③をご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長(鶴田雄士君) ただいま説明がありました4番の件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので本件は許可相当であると決定致します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第5、議第9号、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局(小松通利君) 議第9号について説明します。資料②の5ページからご説明いたします。所有権移転の計画が2件、利用権の新規設定の計画が29件、再設定の計画が21件、合計で52件、総面積は123,262㎡となっております。所有権移転の計画の2件は新和町の個人が、それぞれ売買により取得するものです。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料②の14ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長(鶴田雄士君) それでは、ただいま説明がありました利用権設定50件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（鶴田雄士君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。  
（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 6、議第 10 号、非農地通知書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（小松通利君） 議第 10 号について説明します。資料②の 15 ページをお開きください。非農地通知書交付申請件数が、亀場町 1 件、有明町 1 件、五和町 3 件、筆数は全体で 9 筆、面積は合計で 7,413 ㎡となっております。現地確認を実施し、16 ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らした結果を現況地目欄に表示しております。今回の農地は、(1) の農地に復元するための物理的な条件が著しく困難なもの、に該当する可能性があると思われます。スクリーンをご覧ください。1 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。2 番から 5 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 6 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。次が 7・8 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。9 番の申請地周辺の地図です。次が航空写真です。次が現地の写真になります。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ご意見があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。以上のとおり認定することにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（鶴田雄士君） ご異議がありませんので 1 番から 9 番まで山林として認定致します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第 7、議第 11 号、納税猶予に関する証明についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の 17 ページをお開きください。納税猶予に関する証明について説明します。農地に係る相続税の納税猶予を受けている浜崎町の個人から、相続税の納税猶予の対象となっている農地について、引き続き農業経営を行っている旨の証明願が提出されています。申請地は、資料②の 18 ページに記載しております。スクリーンをご覧ください。現地の航空写真になります。次が現地の写真になります。現地は適正に管理されていると見受けられましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明を行ってよろしいかご審議をよろしく申し上げます。以上です。

○議長（鶴田雄士君） ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(鶴田雄士君) ご異議がありませんので引き続き農業経営を行っている旨の証明を行うことを承認します。

---

○議長(鶴田雄士君) 日程第8、議第12号、平成29年度天草市農業労働賃金標準額の設定についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局(藤本寿君) お手元の資料④をご覧ください。平成29年度天草市農業労働賃金標準額の(案)をご提示させていただいています。表の構成は、左から使用する機材名、それから作業内容、単位は10a当たりの単価ですが、ハーベスターは30kg、労働力の一般農作業は8時間としております。その右側がそれぞれの標準額を提示しています。この表の作成につきまして、参考資料として2ページ以降にお付けしております。まず、2ページを見ていただきますと、県の最低賃金ですが、平成27年度の694円から28年度が715円ということで3.03%のアップ率です。また、その下の平成28年改定表に産業別の最低賃金を提示しています。それから3ページには、管内の上天草市、それから苓北町の労働賃金標準額の比較表を示しております。上天草市は、28年度の額のうち一般農作業を5,800円に変更し総会に諮られています。また、苓北町でございますけれど、こちらは28年度と同額で総会に諮られています。それから、以降の資料についてですが、これは各組合等で適用している作業の受託表ということで提示しています。各組合とも、特に値上げがされている状況ではございませんでしたので、平成28年度と同額の表を(案)として提示させていただいておりますが、労働力につきましては、28年度の5,600円では県の最低賃金を下回りますので、200円増額して5,800円としております。以上、労働賃金標準額についてご審議方よろしくお願い致します。

○議長(鶴田雄士君) ただいま事務局から説明がありましたが、皆さんからご意見や質問はありませんか。

○10番(小堀田幸一君) あらぐれを7,000円に上げて欲しい。あらぐれとしろかき一緒の金額というのはおかしい。それと、水田あと平耕起も5,800円は安いので6,000円にしてください。水田あとは、ほ場が固いので5,800円では割に合わない。あらぐれも一緒だけど、爪が一番痛む時なので。

○議長(鶴田雄士君) 小堀田委員から、あれぐれを7,000円、水田あと平耕起を6,000円というご意見が出ましたが、いかかでしょうか。他の委員の皆さんはよろしいでしょう

か。

○3番（山本隆久君） いいと思います。

○事務局（藤本寿君） 分かりました。ご意見があり、皆さんから了承をいただきましたので、あらぐれを7,000円、水田あと平耕起を6,000円、それから一般農作業を5,800円ということで、平成29年度はその3点を変更させていただきます。今、決定していただきました平成29年度天草市農業労働賃金標準額と天草市農地賃借料情報につきましては、3月1日に「市のホームページ」、3月中旬に発行する「天草市農業委員会だより」に掲載します。

---

○議長（鶴田雄士君） 日程第9、報告事項について事務局より報告をお願い致します。

○事務局（大林喜光君） 資料②の最後のページをお開きください。農地利用・形状変更届はありませんでした。農地法第4条、5条関係の許可不要転用届もありませんでした。平成29年天草市農業委員会第1回総会の議第3号、農地法第5条2番で審議された案件について、譲受人の共有持分の割合の変更の申し出がありました。融資を行う金融機関から所有権の持分割合指定があったため、融資内容、事業計画等に変更はないとのことです。後日許可書の差し替え発行を致します。

---

これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致しました。

これをもちまして、平成29年天草市農業委員会第2回総会を閉会致します。

午後3時20分

閉会

---

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 鶴田雄士

署名委員 宮崎義一

署名委員 小堀田孝一

